

## 長崎県私立高等学校等就学支援金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、長崎県総務部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第291号。以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、長崎県私立高等学校等就学支援金の交付について必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 要綱及び要領における「高等学校等」とは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に定めるものと同じくする。

### (補助対象)

第3条 この補助金は、交付決定日が属する年度の4月1日から翌年3月31日までの間の授業料を対象とする。

### (代理受領)

第4条 支給対象高等学校等の設置者（以下「設置者」という。）は、補助対象者である生徒に代わって就学支援金を受領し、その有する当該生徒の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

### (申請書に添付すべき書類)

第5条 長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）第4条の規定により申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 受給資格認定申請者一覧・長崎県私立高等学校等就学支援金明細書（様式第1号）
- (2) 長崎県私立高等学校等就学支援金交付申請額内訳書（様式第2号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

### (変更申請)

第6条 規則第11条第2項第1号に規定する変更承認の申請は、長崎県私立高等学校等就学支援金変更承認申請書（様式第3号）により行うものし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 長崎県私立高等学校等就学支援金交付申請額内訳書（様式第2号）
- (2) 高等学校等就学支援金交付明細書（様式第4号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

### (実績報告)

第7条 要綱第6条第1項の書類は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校等就学支援金実績報告額内訳書（様式第5号）

(2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付)

第8条 補助金は前金払により交付することができる。

2 交付時期は、原則として5月、7月、10月、1月及び3月とする。

3 補助金の交付の請求は、長崎県私立高等学校等就学支援金交付請求書（様式第6号）により行うものとする。

附 則

この要領は、平成22年度の予算に係る補助金から適用する。

この要領は、平成25年度の予算に係る補助金から適用する。

この要領は、平成26年度の予算に係る補助金から適用する。

この要領は、令和元年5月1日から適用する。

この要領は、令和2年4月1日から適用する。